

令和 3年 4月 1日

## 公益財団法人山梨厚生会 行動計画

公益財団法人山梨厚生会は、職員がその能力を発揮し仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため（次世代育成支援対策）、また女性が安心して就業できる職場環境の整備を図るため（女性活躍推進対策）、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和 3年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日 5年間

### 2. 計画内容

課題：部署・職種により、年次有給休暇の取得状況に偏りが見られる。

目標：働き方改革で示された年次有給休暇の年間5日以上取得はもちろんのこと、全ての部署・職種で年間7日以上年次有給休暇の取得を目指す。

対策：令和3年度～・働き方改革で示された指針について再度理解を深めるため、所属長（役職者）を対象に研修会を開催し制度の周知を図る。

- ・年次有給休暇の取得促進を周知するため、職員向けのリーフレットを作成し配付する。
- ・取得実績を考慮しつつ、各部署で取得予定表の作成を促す。
- ・取得状況を基に、部署別に取得促進の研修会を行う。

課題：採用した労働者に占める女性職員の割合、管理職に占める女性職員の割合は共に高いが、一部の職種において男女の平均継続勤務年数に差異が見られる。

目標：全ての職種において男女の平均継続勤務年数の差異を70%以上とする

対策：令和3年度～・育児・介護休業や看護・介護休暇等、必要に応じた休業制度のリーフレットを配布し利用を促す。

- ・各種休業制度の詳細や生活環境に合った働き方・就業部署に関する相談窓口を、総務部人事給与課内に設置する。

課題：男性職員における育児休業の取得実績が僅かである。

目標：男性職員が積極的に育児休業を取得することにより、間接的に女性職員の就業を支えることを目的に、年間1人以上の男性職員の育児休業取得を目指す。

対策：令和3年度～・育児・介護休業や看護・介護休暇等、必要に応じた休業制度のリーフレットを配布し利用を促す。

- ・男性職員の育児休業の取得について所属長（役職者）への理解を深めるため、研修会を開催し制度の周知を図る。
- ・男性職員を対象に、休業制度のリーフレットを配布し利用を促す。